

## 清水町文化賞・スポーツ賞規則施行細則

第1条 清水町文化賞・スポーツ賞規則（平成9年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 規則第2条第1項各号に定める賞（以下「各賞」という。）の選考に当たっては、その受賞候補者の事績が、清水町の文化・スポーツの発展に関し著しく価値の高いものであり、かつ、将来の文化・スポーツの健全な発展の基礎をなすものと認められるか否かの見地に立って行わなければならない。

### 第3条

1 規則第2条第1項で定める各賞を選考する基準は、次の表のとおりとする。

表彰の種類	選考の基準	
文化賞	地域社会又は職場における文化の健全な普及発展に、著しく又は永年にわたり貢献し、地域における文化の振興に顕著な功績をあげたもの	
文化奨励賞	地域社会又は職場において、文化活動の普及奨励のため、長年にわたりその企画や指導に積極的にあたっているもの	
文化優秀賞	(部 門)	各種団体が行う文化事業で次に定める成績を収めたもの又はこれに準ずる顕著な成績を収めたもの
ジュニア文化優秀賞	(1)最優秀部門	ア 全国大会優勝（最上位の賞） イ 全道大会で複数回優勝したもの
	(2)優秀部門	ア 全国大会入賞（おおむね6位以内） イ 全道大会優勝（最上位の賞）
	(3)奨励部門	ア 全道大会入賞（おおむね6位以内） イ 十勝大会優勝（最上位の賞）
スポーツ賞	地域社会又は職場におけるスポーツの健全な普及発展に、著しく又は永年にわたり貢献し、地域におけるスポーツの振興に顕著な功績をあげたもの	
スポーツ奨励賞	地域社会又は職場において、スポーツ活動の普及奨励のため、長年にわたりその企画や指導に積極的にあたっているもの	
スポーツ優秀賞	(部 門)	各種団体が行うスポーツ大会で次に定める成績を収めたもの又はこれに準ずる顕著な成績を収めたもの
ジュニアスポーツ優秀賞	(1)最優秀部門	ア 全国大会1位 イ 全道大会で複数回1位の成績を収めたもの
	(2)優秀部門	ア 全国大会入賞（おおむね8位以内） イ 全道大会1位 ウ 大会において北海道記録を更新したもの
	(3)奨励部門	ア 全道大会2位若しくは3位 イ 十勝大会1位 ウ 大会において十勝記録を更新したもの

第4条 文化事業又はスポーツ大会等で複数の参加者又は団体が参加し、褒賞される事業（以下「大会」という。）は、継続的に開催されるものを対象とする。ただし、新たにできたものや記念大会等一度限りのものについては、その内容等を十分見極めて判断するものとする。

2 技術区分のある大会については、最上位の区分のみを対象とする。ただし、下位区分で最優秀部門の成績を収めたものは優秀部門として、又は、優秀部門の成績を収めたものは奨励部門として判断する。

第5条 規則により受賞した者は、再び同種類の賞を受賞することはできない。ただし、次のような場合はこの限りでない。

(1) 団体で受賞した者が個人で受賞する場合、又は個人で受賞した者が団体で受賞する場合

(2) 部門又は種目が異なる場合

(3) 過去に同一部門同一種目において受賞した団体で、受賞年と当該年に5割以上の大会登録者の交代があった団体の場合

(4) ジュニア文化優秀賞、ジュニアスポーツ優秀賞の場合

2 各賞は、それぞれ同一年度内は一度の受賞とし、それぞれの上位の賞をもって受賞対象とする。

第6条 大会は主催者、規模、大会経歴等により判断し、その選考基準についての細部は、原則として次による。但し、ジュニア文化優秀賞並びにジュニアスポーツ優秀賞については、次項及び第3項の基準によらず選考対象とできるものとする。

2 選考対象とする大会規模は、次を基準とする。

(1) 全国大会は、都道府県の予選若しくは選抜を経た大会、又はおおむね三分の一以上の都道府県が参加している大会を選考の対象とする。

(2) 全道大会は、支庁の予選若しくは選抜を経た大会、又はおおむね三分の一以上の支庁が参加している大会を選考の対象とする。

(3) 北・北海道大会等は、支庁の予選若しくは選抜を経た大会、又は対象となる区域のおおむね三分の一以上の支庁が参加している大会を選考の対象とする。なお、同大会で1位となり、全国大会に出場できる場合は、全道1位とみなす。

(4) 十勝大会は、市町村等の予選若しくは選抜を経た大会、又はおおむね三分の一以上

の市町村が参加している大会を選考の対象とする。

(5) 上記(1)から(4)の基準を満たさない大会については、主催者、規模、大会歴等により判断する。

(6) 工業高等専門学校大会については、全道大会以上を選考の対象とする。ただし、全道大会については、十勝大会の扱いとする。

3 選考対象とする大会人数は、次を基準とする。

(1) 大会の参加人数及びチーム数は、個人8名、団体6チーム以上を選考の対象とする。ただし、上位大会につながる十勝大会、又は地区予選若しくは選抜等を経た全国大会、全道大会はこの限りではない。また、その大会の背景等特別な事情のあるときは弾力的に選考する。

4 大会における表彰対象者の基準についての細部は、原則として次による。

(1) 十勝又は全道の関係機関から推薦され、町外者と団体を組んで基準の成績を収めた場合は、町内者を選考の対象とする。

(2) 管外の学校（高校以上）に在学する者については、都道府県大会から選考の対象とする。

(3) 団体として受賞する場合、大会登録者のほか、監督、コーチ及びマネージャーも該当させる。ただし、ジュニア文化優秀賞、ジュニアスポーツ優秀賞を除く。